

邑南町の 空き家に関する助成制度 をご紹介します



空き家の活用を検討している方

➤➤ 空き家バンク活用促進事業

空き家バンクへの登録を促進するため、登録する際※の

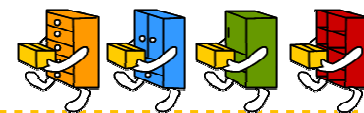
① 残置物の処分 ② ハウスクリーニング ③ 適正管理 ④ 現況調査 を、業者等に委託する費用(業者に支払った費用)の一部を助成します。

※空き家バンク登録決定後の物件は「空き家バンク活用促進事業」の対象外です。必ず空き家バンク登録と同時に申請してください。

- 対象者**：
- ① 空き家(一戸建て)の登録者
 - ② 2年以上邑南町空き家バンクに登録する意思のある方
 - ③ 町税及び使用料等の滞納がない方
- ※①～③すべての要件を満たす方

●**補助額**： 対象経費の50%

- | | |
|---|---------------|
| ①残置物の処分(残置物処分、庭木の剪定やその処分等) | 上限10万円(1回のみ) |
| ②ハウスクリーニング(宅内清掃) | 上限10万円(1回のみ) |
| ③適正管理(敷地内の草刈り、宅内定期点検・風通し等、空き家バンク登録時の状態を維持管理する経費 ※修繕は除く) | 上限12万円(月額1万円) |
| ④現況調査(空き家の状態や評価額の調査等) | 上限10万円(1回のみ) |



● **要件**： 施工は町内事業者等であること、着工前に申請すること等

詳細については要綱をご確認の上、必ず事前にお問合せください。
予算の範囲内での受付となります。